群馬県適正化通信 NO. 127(2019年3月子)

健康診断実施ついて

トラック運送事業者は、お客様の大切な荷物を安全に輸送するという重要な役割を担っています。同時に公道を利用する事業の特性上、歩行者や交通利用者の交通事故防止に努め、そのために必要な措置を講ずる社会的責務を負っています。しかしながら、最近は脳、心臓疾患や体調不良など、ドライバーの健康に起因する事故や事案が増加傾向にあります。

労働安全衛生法第66条第1項では、「事業者は、労働者に対して、医師による健康 診断を実施しなければなりません。」また、同法同条第5項では「労働者は、事業者が 行う健康診断を受けなければなりません。」と定められています。

全員が確実に受診するためには、事業者・労働者双方が健康診断の受診は決して任意ではないこと、かつ責務であることをしっかりと認識していなければなりません。

平成30年7月の行政処分改正により、健康診断未受診に対する行政処分の処分量定 が引き上げになっています。

健康診断未受診者1名 警告

健康診断未受診者2名 20日車

健康診断未受診者3名以上 40日車

健康診断は受診するだけでなく、受診結果に「要再検査」、「要精密検査」、「要治療」などの判定が出た場合、再度医療機関で受診するなど、事業者の適切な対応、フォローをお願いします。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断

健康診断の種類	対象となる労働者と健診の時期
① 雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者として雇入れの際に実施(雇入れから3 か月以内)
② 定期健康診断	常時使用する労働者に対して原則1年以内毎に1回。
③ 特定業務従事者の 健康診断	深夜業を含む業務、有害な業務、重激な業務などに常時従事 する労働者。原則として雇入れ時、配置替えの際及び6ヵ月 以内毎に1回、それぞれ特別の健康診断を実施。

巡回では特に①と③の未実施や受診漏れが多く見られます。

また、③は深夜業(22時~翌5時)を含む業務に常時従事する労働者(過去6ヵ月を 平均して月当たり4回以上)は、6ヵ月以内に1回の実施をお願いします。

> 不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。 群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関 電話 027-212-8821